

インターネット裁判所：始動

中国浙江省の省都である杭州は、最も著名な業界先導者である Alibaba（アリババ）社を含む何千ものインターネット会社が本拠地と呼ぶ最もホットな町であり、インターネット革新に対する可能性と魅力を示している。この町のインターネット雰囲気にも更なるざわめきを加えつつ、先駆的な司法革新である中国における唯一のインターネット裁判所が最近杭州に設立された。このインターネット裁判所は、2017年8月18日に発表されたが、これは、2017年6月26日に開催され、中国の習近平主席が議長を務める「総合改革を深化させるための中央指導グループ第36回会議」の間に達した結論決定の結果である。

インターネット技術及びビジネスの爆発的発展が中国に大きな経済的成長をもたらしている。その一方で、電子商取引、オンライン・ツール・オフライン、インターネットファイナンスなどのインターネット取引に関係する法的な争いも急増している。例えば、アリババ社を取り上げると、アリババ社を提訴する訴訟は、2011年から2013年の間の年100件未満から2015年の最初の2か月間で110件に増大した。2015年8月に、浙江省の司法当局は、インターネット取引紛争、インターネット支払い紛争、インターネット著作権紛争、及びそれらの控訴を取り扱う最初の試験的裁判所として4か所の第一審裁判所と杭州控訴裁判所を指定して、インターネット裁判所の前身であるオンライン裁判所試験的プログラムを開始した。訴状提出、訴状送達、証拠交換、調停、公判を含む全手続きがオンラインで実施される。

今年、インターネット関連紛争の独創的なオンライン処理を一段上げて、真新しいインターネット裁判所が生まれた。インターネット裁判所は、以下に掲げる5つの分類区分に入る事件のみを審理する。

- 1) オンラインショッピング契約をめぐる紛争。この場合、販売業者が当該物を展示して販売の申し入れをし、買主がインターネット上で当該物の情報を検索して見つけ、販売申し入れの受け入れを表明する。次に、両者は、合意に基いて売買契約を結び、その契約の誓約又は履行に関して紛争が生じる。
- 2) 製造物責任紛争。オンラインショッピングの場合、製造業者／販売業者が製造／販売した製品が人身傷害又は物的損害を他者にもたらした、あるいは他者にもたらす恐れがあり、製造業者／販売業者に法的責任があると申し立てられる。
- 3) ネットワークサービス契約をめぐる紛争。この場合、ネットワークサービスプロバイダがインターネット又はコンテンツサービスへのアクセスを消費者に提供する契約の誓約又は履行に関して紛争が生じる。
- 4) インターネットを介して誓約し履行される融資契約や小口融資契約をめぐる紛争。オンライ

ンで誓約し履行される契約の場合、借手が金融機関に融資を申請し、期日内に利子の支払いを含めて借入金を返済する融資契約、あるいは借手が金融機関又は小口金融会社（Small Business Finance Company）に小口融資を申請し、期日内に利子の支払いを含めて借入金を返済する小口融資契約のいずれかに関して紛争が生じる。

- 5) インターネット著作権をめぐる紛争。この場合、情報ネットワークを介して自身の作品を普及させる権利の侵害をめぐる紛争が生じる。

従前のオンライン裁判所試験的プログラムと同様に、インターネット裁判所は、全ての局面の手続きをオンラインで行うため、原告と被告が物理的に裁判所に出廷する必要がなくなる。ほとんどの場合、オンライン取引における販売業者と買手は、一国の異なる地域にいるか、または全く異なる国にいるので、上記実務と手続きは、とりわけ便利である。人々は、裁判所の訴訟プラットフォーム（<http://www.netcourt.gov.cn/>）で自分の身分を登録するだけでよく、登録後に訴状をオンラインで提出することができる。9月18日に審理された最近の公判は、それぞれのコンピュータの前に座っている中国本土に在住する原告と、台湾にいる被告と、裁判官とで、20分そこそこで効率よく行われた。この新しいオンラインシステムがなかったならば、訴状を被告に送達するために、もっと時間がかかったであろうし、被告が公判に出席するために杭州まで旅する不便さは言うまでもない。

インターネット裁判所は、本日まで1ヶ月間以上運営されてきた。この短い期間の間に、900通以上の訴状を裁判所は受領したが、そのほとんどは、オンラインショッピング及びサービス契約並びに製造物責任紛争に関する。それにもかかわらず、最高額の賠償請求500万人民元は、Zhejiang Radio and Television Group社がGumi Video Technology Limited社とGumi Cultural社（両社とも、最大移動体通信事業者の1つであるChina Mobile社の子会社）を、『Running Man（走る男）』と称される今人気のあるリアリティー番組を無許可でネットに流したとして訴えた著作権侵害事件のものであった。

裁判を待つ訴訟事件が裁判所で増え続け、影響の大きい事件が増えるにつれ、インターネット裁判所の中国司法制度における立ち位置と、その役割の果たし具合とは、注視に値する。